

日 退 教

日本退職教職員協議会

# 事務局だより

発行責任者 平岡良久

21-2

2021年6月9日

(FAX 送信 2 枚)

## 医療制度改革関連法・定年延長法成立

新型コロナウイルスの感染拡大もやや減少の兆しも見えているようですが、地域のばらつきも大きく、予断を許しません。高齢者へのワクチン接種も遅れが目立ち、「集団免疫」に至る道のりはまだまだ遠い状況です。菅政権は何としても「オリ・パラ」を開催すべく多くの国民の不安の声を聞こうとしません。6月11日の日退教総会も、原則 Zoom、書面による開催としたところです。

現通常国会会期も6月16日までとなりました。このようなコロナ禍で閉会にすると大きな問題です。私たちが問題にしてきた一定の所得がある75歳以上の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げる医療制度改革関連法は6月4日、成立しました。2022年度後半から適用されます。(この「改革」の評価は事務局だより20-5参照)

また、国家公務員の60歳定年を2023年度から2年ごとに1歳ずつ延長し、31年度に65歳とする国家公務員の法改正も6月4日に成立しました。地方公務員法も同様に改正され、今後各自治体の条例が制定されます

### 1 医療制度改革関連法

75歳以上が加入する「後期高齢者医療制度」では、年金など収入が限られる高齢者の生活に配慮して窓口負担は原則1割と設定。現役並みの所得（単身で年収383万円以上）がある場合は3割負担になる。

今回の改革では、現在1割負担の人のうち、単身世帯で「住民税課税所得28万円以上かつ年金年収とその他の合計所得200万円以上」、夫婦世帯で「年収320万円以上」の場合に2割負担に引き上げるというもの。施行後3年間、窓口負担の増加額を最大で月3000円までに抑える経過措置も設けられる。

また窓口負担が2割になっても、高額医療費を払い戻す制度があるため自己負担分は単純に2倍にはならない。

今回の改革の目的には「後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていく」とあるが、現職一人当たり年額400円にしかならない。窓口負担2割新設後、年収200万円以上をさらに引き下げることが「政令」で行うことができる。政権の意向次第での変更が可能だ。厳しい監視が必要となる。

(2面に続く)

